

特別養護老人ホーム能登川園 施設サービス利用料金表

2024年6月1日～

1. 介護給付サービスによる費用

①基本施設サービス費（多床室 1日につき）

※自己負担分は、地域区分（単位数に10.14円）を乗じていますが、あくまでも目安です。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
負担額の目安	(1割負担)	598 円	669 円	743 円	814 円	884 円
	(2割負担)	1,195 円	1,337 円	1,485 円	1,627 円	1,767 円
	(3割負担)	1,792 円	2,005 円	2,227 円	2,440 円	2,650 円

②介護給付サービス加算

区分内容	内容	利用料金				
		法定利用単位	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)	
初期加算	入所した日より30日間 ※対象者のみ	30 単位	31 円	61 円	92 円	
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全体制を整備している。 入所時に1回のみ算定	20 単位	21 円	41 円	61 円	
日常生活継続支援加算	新規入所者のうち、重度者の占める割合が70/100以上又は認知症の占める割合が65/100以上であること。介護福祉士を常勤換算で入所者6又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。	36 単位	37 円	73 円	110 円	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うこと。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合。	10 単位	11 円	21 円	31 円	
協力医療機関連携加算/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。	100 単位	102 円	203 円	305 円	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月	協力医療機関との間で感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに発生時に連携し適切に対応していること。また、医療機関又は医師会が定期的に行う感染対策に関する研修等に1回以上/年参加していること。	10 単位	11 円	21 円	31 円	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に1以上を加えて配置している場合	22 単位	23 円	45 円	67 円	
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤看護師1名以上配置している場合	6 単位	6 円	12 円	18 円	
看護体制加算(Ⅱ)イ	常勤換算で看護師3名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保している場合	13 単位	14 円	27 円	40 円	
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3日以上行い、栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを行い、リスクが低い入所者についても、食事の順の変化を把握し、早期に問題に対応すること。 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用すること。	11 単位	12 円	23 円	34 円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、多職種と共同して作成した個別機能訓練計画に基づいて、個別機能訓練を行い、評価を行う場合	12 単位	13 円	25 円	37 円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)/月	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加えて、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他の機能訓練の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合。	20 単位	21 円	41 円	61 円	
個別機能訓練加算(Ⅲ)/月	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、入所者ごとに理学療法士等が個別機能訓練の情報、口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を相互に共有している事。※対象者のみ	20 単位	21 円	41 円	61 円	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の情報を、厚生労働省に提出している場合	50 単位	51 円	102 円	153 円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合 ※対象者のみ	90 単位	92 円	183 円	274 円	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生などの管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。 ※対象者のみ	110 単位	112 円	223 円	335 円	
経口維持加算(Ⅰ)/月	摂食機能障害を持ち、誤嚥が認められる者に対して、他職種が共同して経口維持計画を作成し対応した場合 ※対象者のみ	400 単位	406 円	812 円	1,217 円	
療養食加算/回	主治医の発行する食事箋に基づいて、提供される利用者の年齢・病状等に対応した療養食を提供した場合 ※対象者のみ	6 単位	6 円	12 円	18 円	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月	入所者の褥瘡発生防止を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	3 単位	3 円	6 円	9 円	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月	(Ⅰ)に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。 ※上記Ⅰ、Ⅱはどちらか一方の算定	13 単位	14 円	27 円	40 円	
入院・外泊時算定加算/月 (6日を限度)	入居中に入院・外泊した場合 ※対象者のみ	246 単位	250 円	499 円	749 円	
看取り介護加算	看取り介護加算Ⅰ(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位	73 円	146 円	219 円
	看取り介護加算Ⅰ(Ⅱ)	死亡日以前4日以上30日以下	144 単位	146 円	292 円	438 円
	看取り介護加算Ⅰ(Ⅲ)	死亡日の前日及び前々日	680 単位	690 円	1,379 円	2,069 円
	看取り介護加算Ⅰ(Ⅳ)	死亡日	1,280 単位	1,298 円	2,596 円	3,894 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×加算率(14.0%)	14.0%	1割分	2割分	3割分	

*実施サービスに変更があればその都度お知らせさせていただきます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス（自己負担分）

①居住（滞在）に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定に記載している金額（注）			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住に関する費用	855円	370円	370円	370円	0円

※1日単位の料金です。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合、第1段階から第3段階の方は、6日間は利用者負担限度額をご負担願います。

7日目以降は、室料負担金として855円（日額）のご負担となります。

②食事提供に要する費用

区分	第4段階 1,980円	利用者負担限度額認定に記載している金額（注）			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事提供に関する費用	朝 400円	1,360円	650円	390円	300円
	昼 780円				
	夜 680円				
	おやつ 120円				

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費となります。

（注）利用者負担限度額について

利用者負担額	対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が住民税の非課税扱いの方
第2段階	
第3段階①	
第3段階②	
第4段階	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がある方 ・本人が市町村民税を課税されている方

※市に申請することにより、要件に該当するかを判断され、該当者には認定証が発行されます。

③その他の費用

家電持ち込み費	持ち込みの家電製品1器具につき	50円/日
理美容代	ご希望の方（出張理美容サービスをご利用頂きます）	実費
その他	個人が必要な医療費、日常生活品費、娯楽や特別行事等にかかる費用	実費